

ビジネス・ブレイクスルー大学 研究活動に関する倫理ガイドライン

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、ビジネス・ブレイクスルー大学（以下「本学」という。）教職員倫理規程（以下、「倫理規程」という。）に基づき、本学に所属して研究を行う者に対し、本学における研究活動の信頼性と公正性を確保することを目的として、研究活動上の基本的な倫理指針を定めるものである。

2. ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインにおける「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員の他、学外からの共同研究者等、本学で研究活動に従事するすべての者を指す。学生（学部・研究科問わず）も、研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

3. 大学の責務

（1）本学は、研究活動ならびに研究費の取扱における不正行為を防止するため、研究活動及び研究費の適切な管理等について、必要な措置を講じる。

（2）本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、常に研究体制及び環境の改善を図るものとする。また、ビジネス・ブレイクスルー大学 情報公開規程に基づき、学内外への説明責任を果たすものとする。

（3）本学は、研究活動ならびに研究費の取扱における不正行為ならびに法令等の違反を防止するため、必要な教育および研修、監査を実施することに努める。

4. 研究者の責務

（1）研究活動における不正行為の防止

研究者は、自己の良心に従い、誠実に行動するものとする。研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。また、研究・調査データの記録保存や適切な取扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めるものとする。

研究を指導する立場にある者は、指揮下にある研究活動及び研究者等に対し、上記の管理、配慮を行うものとする。

（2）研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたって、関連法令、本学関連諸規則等および研究費ごとに定められた条件・諸規則等を遵守する。

（3）契約の遵守、守秘義務

研究者は、本学での研究に関連して研究や知的財産権に関する契約を締結する際は、本学所定の手続を経てこれを締結し、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守する。

（4）研究成果の適切な公表・引用

研究者は、研究成果の公表について、データや論拠の信頼性の確保に十分留意するものとする。引用を行う場合は、著作権法上のルールを遵守し、かつ他の研究者の研究成果やオリジナリティならびに各研

究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重したうえで、公正かつ適切に行う。また、学術論文等の発表に際しては、関連データの利用や著作権等について、法令、契約等に従って必要な範囲で著作権者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

(5) 審査の公正性

研究者は、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合には、当該審査の審査基準等、客観的かつ公正な基準に基づき、査読および審査を行う。

(6) 差別やハラスメントの排除

研究者は、倫理規程に基づき、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条による差別その他の不当な差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとらないものとする。

(7) 共同研究者および協力者との関係

研究者は、共同研究者および研究を遂行するための協力者の人格および人権を最大限に尊重し、知的成果を正当に評価するものとする。

(8) 安全への配慮

研究者は、研究活動を行うにあたり、事故等の防止に努め、安全配慮に最善を尽くすものとする。

(9) 個人情報の保護

研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、倫理規程ならびに株式会社ビジネス・ブレイクスルー 個人情報保護方針に基づき、適正な取扱いを行うものとする。

(10) 利益相反の適正なマネジメント

研究者は、自らの研究活動にあたって、公共性に配慮し、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払う。本学または研究活動において協力関係にある組織等の利害と、本学の利害または研究者の個人的な利害が対立する恐れのある場合は、大学事務局にすみやかに報告し、適切な情報開示及び協議を行い、適切な研究活動を行えるよう必要に応じて改善等を行い、社会の信頼を損なうことのないよう努めるものとする。

このガイドラインは、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。